

# 半期報告書

(第8期中)

自 平成24年4月1日  
至 平成24年9月30日

中日本高速道路株式会社

名古屋市中区錦二丁目18番19号

(E04371)

# 目次

## 【表紙】

第一部 【企業情報】 .....	1
第1 【企業の概況】 .....	1
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	4
4 【従業員の状況】 .....	5
第2 【事業の状況】 .....	6
1 【業績等の概要】 .....	6
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	9
3 【対処すべき課題】 .....	9
4 【事業等のリスク】 .....	9
5 【経営上の重要な契約等】 .....	9
6 【研究開発活動】 .....	9
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	10
第3 【設備の状況】 .....	13
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】 .....	13
2 【道路資産】 .....	14
第4 【提出会社の状況】 .....	17
1 【株式等の状況】 .....	17
2 【株価の推移】 .....	18
3 【役員の状況】 .....	19
第5 【経理の状況】 .....	20
1 【中間連結財務諸表等】 .....	21
2 【中間財務諸表等】 .....	52
第6 【提出会社の参考情報】 .....	66
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	67
第1 【保証会社情報】 .....	67
第2 【保証会社以外の会社の情報】 .....	67
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】 .....	67
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】 .....	69
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】 .....	70
第3 【指数等の情報】 .....	71
[中間監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成24年12月27日
【中間会計期間】	第8期中（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
【会社名】	中日本高速道路株式会社
【英訳名】	Central Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 剛一
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 寺島 満
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 寺島 満
【縦覧に供する場所】	中日本高速道路株式会社 東京支社 （東京都港区虎ノ門四丁目3番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
営業収益（百万円）	272,793	274,028	1,287,075	659,296	596,306
経常利益（百万円）	17,853	18,817	19,437	11,122	10,041
中間（当期）純利益 （百万円）	9,845	11,252	11,605	6,547	6,856
中間包括利益又は包括利益 （百万円）	9,834	11,222	11,588	6,570	7,204
純資産額（百万円）	195,263	203,826	213,106	192,607	201,084
総資産額（百万円）	1,601,003	1,773,762	1,133,717	1,653,647	1,991,602
1株当たり純資産額（円）	1,501.30	1,562.50	1,618.01	1,476.02	1,528.79
1株当たり中間（当期）純利 益金額（円）	75.73	86.55	89.27	50.36	52.74
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	12.2	11.5	18.6	11.6	10.0
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△112,363	△109,924	834,550	△121,592	△209,522
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△21,073	△11,716	△25,853	△32,761	△23,316
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	116,680	130,582	△863,384	150,908	288,546
現金及び現金同等物の中間期 末（期末）残高（百万円）	81,231	103,483	95,561	94,542	150,249
従業員数（人） （外、平均臨時雇用者数）	8,495 (1,430)	8,841 (1,370)	9,298 (2,036)	8,609 (1,455)	9,153 (1,860)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

4. 第6期中の中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理をしております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
営業収益（百万円）	260,921	259,515	1,270,086	634,845	568,704
経常利益（百万円）	16,894	16,952	16,922	7,166	5,659
中間（当期）純利益 （百万円）	9,623	9,495	10,035	3,753	2,157
資本金（百万円）	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
発行済株式総数（千株）	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
純資産額（百万円）	184,313	187,939	190,636	178,444	180,601
総資産額（百万円）	1,591,300	1,759,765	1,113,348	1,641,185	1,972,311
1株当たり純資産額（円）	1,417.79	1,445.68	1,466.43	1,372.64	1,389.24
1株当たり中間（当期）純利 益金額（円）	74.02	73.03	77.19	28.87	16.59
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	11.6	10.7	17.1	10.9	9.2
従業員数（人）	2,115	2,113	2,067	2,117	2,094

（注）1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容に重要な変更はありません。なお、当中間連結会計期間において、下記のとおり、主要な関係会社に異動が生じております。

### (1) 高速道路事業

平成24年4月4日付で、当社が行う高速道路の維持修繕業務について、合理的に実施することを目的として、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱(連結子会社)が中日本ロード・メンテナンス静岡㈱の株式を取得し、連結子会社としております。

平成24年4月9日付で、当社が行う高速道路の維持修繕業務について、合理的に実施することを目的として、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱(連結子会社)が東京ロードメンテナンス㈱の株式を取得し、連結子会社としております。

なお、東京ロードメンテナンス㈱は、平成24年7月2日に中日本ロード・メンテナンス東京㈱に商号を変更しております。

### (2) 休憩所事業

平成24年4月2日付で、サービスエリアにおける自動販売機事業及び飲食事業を専門的に実施する会社として、中日本エクシス㈱(連結子会社)が中日本ハイウェイ・アドバンス㈱を新設分割により100%出資子会社として設立し、連結子会社としております。

### 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 中日本ハイウェイ・アドバンス㈱ (注4)	東京都港区	30	休憩所事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(連結子会社) 中日本ロード・メンテナンス静岡㈱ (注5)	静岡県磐田市	20	高速道路事業	51.0 (51.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(連結子会社) 中日本ロード・メンテナンス東京㈱ (注6)	横浜市緑区	62	高速道路事業	51.6 (51.6) [9.6]	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 議決権の所有割合の[ ]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっており、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

4. 中日本エクシス㈱が平成24年4月2日に新設分割により100%出資子会社として設立し、連結子会社となったものであります。

5. 中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱が平成24年4月4日に同社の株式を取得し、連結子会社となったものであります。

6. 中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱が平成24年4月9日に同社の株式を取得し、連結子会社となったものであります。

なお、平成24年7月2日に東京ロードメンテナンス㈱から中日本ロード・メンテナンス東京㈱に商号変更しております。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成24年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
高速道路事業	8,365 (1,457)
休憩所事業	506 (578)
その他 (関連) 事業	82 (1)
全社 (共通)	345 (0)
計	9,298 (2,036)

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。) であり、臨時従業員数は、当中間連結会計期間の平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。

##### (2) 提出会社の状況

平成24年9月30日現在

従業員数 (人)	2,067
----------	-------

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。) であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間のわが国の経済は、東日本大震災からの復興の本格化や堅調な国内の個人消費に支えられて緩やかな回復傾向にありましたが、歴史的な円高水準の常態化や世界経済の変調、国内においてはエコカー補助金の終了などによる個人消費の服感が見受けられ、景気回復のスピードが徐々に鈍化して足踏み状態となりました。

当社グループの事業に関しては、平成24年4月14日に開通した新東名高速道路がけん引した結果、交通量、通行料金収入及びサービスエリア店舗売上は総じて堅調に推移しました。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は1,287,075百万円（前年同期比369.7%増）、営業利益は19,003百万円（同3.5%増）、経常利益は19,437百万円（同3.3%増）、中間純利益は11,605百万円（同3.1%増）となりました。

なお、営業収益の大幅な増加は、新東名高速道路の開通に伴い道路資産完成高を計上したことによるものです。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### (高速道路事業)

高速道路事業においては、信頼性の高い高速道路ネットワークの構築と、良好な管理による安全・安心・快適な高速道路空間の提供に努めてまいりました。

当中間連結会計期間においては、平成24年4月14日に第二東海自動車道（新東名高速道路）御殿場ジャンクション～三ヶ日ジャンクション間162kmを、平成24年9月15日に一般国道475号（東海環状自動車道）大垣西インターチェンジ～養老ジャンクション間6kmを開通させたほか、平成24年4月21日に北陸自動車道 白山インターチェンジを完成させました。

平成24年4月20日には、東海北陸自動車道 白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ間41kmの4車線化、東京外かく環状道路中央ジャンクション（仮称）～東名ジャンクション（仮称）間6km及び名古屋第二環状自動車道（名二環）名古屋西ジャンクション～飛島ジャンクション（仮称）12kmの建設並びに中央自動車道 笛吹スマートインターチェンジ（仮称）をはじめ6カ所のスマートインターチェンジの整備について、国土交通大臣の事業許可を受けました。

また、第一東海自動車道（東名高速道路）をはじめ23路線1,923km（平成24年9月30日現在）の営業路線については、お客さまに満足していただけるサービスを24時間365日提供し、安全・安心・快適な高速道路を実現するための取組みを進めています。

東日本大震災で被災した地域の支援として実施しておりました東北地方の高速道路の無料措置については、見直しを図り、平成24年4月1日以降は原発事故により避難されている方を対象として支援を継続しています。

平成24年6月12日には、陸上自衛隊東部方面隊と災害時における連携に関する実施協定を締結しました。これは、災害発生時における相互協力について円滑な連携を図ることを目的とするものです。

これらのほか、高速道路を定額で利用できる、期間限定の周遊型料金割引プランを発売するなど、地域の活性化や観光促進に資する企画割引に取り組みました。新東名高速道路の開通を記念した「速旅（はやたび）まるごと静岡ドライブプラン」など6つのプランを発売したほか、外国人観光客向けにレンタカーとセットで申込みができる「速旅 Central Nippon Expressway Pass」を発売しました。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は1,258,570百万円（同405.4%増）となり、営業利益は14,991百万円（同2.6%増）となりました。

営業収益の大幅な増加は、新東名高速道路の開通に伴い道路資産完成高を計上したことによるものです。ただし、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）に帰属する道路資産完成高と同額を道路資産完成原価に計上するため、損益に影響しません。

営業利益の増加は、新東名高速道路の開通にけん引されて、通行料金収入が計画を上回って堅調に推移したことによるものです。なお、当中間連結会計期間の通行料金収入は256,585百万円（同8.6%増）でした。

#### (休憩所事業)

休憩所事業においては、運営子会社である中日本エクスプレス(株)とともに「お招きとおもてなし」の心でお客さまをお迎えし、何度でも訪れたいと感じていただけるような個性豊かで魅力あふれるサービスエリアの創造に取り組ん

でまいりました。

当中間連結会計期間においては、平成24年4月14日の新東名高速道路の開通にあわせて13カ所の商業施設をオープンしました。これらに出店した121の店舗の半数以上にあたる67店舗は高速道路初出店で、これまでの高速道路にはなかった新鮮で魅力的なサービスを提供しております。特に、駿河湾沼津サービスエリア、清水パーキングエリア、静岡サービスエリア、浜松サービスエリアの7カ所（上下線別）については、新たな時代を象徴するブランドとして「NEOPASA（ネオパーサ）」を立ち上げ、開業日から6カ月間で延べ2,400万人のお客さまが来場されるなど、大変ご好評をいただきました。

また、すでに営業中のサービスエリアの一部について、それぞれにコンセプトを設けてリニューアルを進めました。平成24年4月27日には伊勢自動車道 安濃サービスエリア（上り）を、平成24年7月13日には東名高速道路 新城パーキングエリア（上り）を、平成24年7月31日には中央自動車道 恵那峡サービスエリア（上り）等をリニューアルオープンし、収益力向上を図りました。

このほか、平成24年9月16日に上郷サービスエリア（下り）では『はんだ山車（だし）まつり』応援イベントを開催するなど、サービスエリアにおいては地域の観光PRイベントを開催して魅力向上に努めたほか、「ハイウェイぐるめまちなかグランプリ」など、高速道路をとび出して市中でサービスエリアの魅力をPRするイベントを開催し、地域との連携強化を図りました。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は22,628百万円（同17.6%増）となり、営業利益は4,192百万円（同1.2%増）となりました。

営業収益及び営業利益の増加は、新東名高速道路に開業した商業施設の売上が好調だったことによるものです。

#### （その他（関連）事業）

旅行事業においては、引き続き、高速道路資産を活かした旅行商品として、高速道路の工事現場、管理施設の見学と地域の観光資源を組み合わせた当社ならではのバスツアーを企画・販売するとともに、地方自治体や企業に広告商品やイベントを企画・提案し、沿線地域への旅行を促進する観光プロモーション事業に取り組みました。

海外事業においては、平成23年9月に高速道路5会社が共同で設立した日本高速道路インターナショナル(株)とともに、アジア地域を中心とした有料道路事業への投資を実現すべく現地調査を実施し、関係機関との協議を進めました。特にベトナムでの案件については、事業計画を作成し、具体的な事業スキームや資金調達のあり方について調整を進めています。このほか、コンサルティング業務については、継続案件5件と新規案件2件をベトナムで実施しました。

カードサービス事業においては、当社の会員カード「プレミアムドライバーズカード」のご利用を促進するために、ご利用金額に応じたボーナスポイントの追加付与、当社旅行事業との連携による旅行商品の会員優待価格販売、サービスエリア事業との連携によるサービスエリアご利用時の特典追加及びガステーションにおける割引サービスなどを行い、会員カードの魅力を向上させました。

ウェブ事業においては、料金・ルート検索「ドライブコンパス」と連動したお客さまの目的地周辺の観光、宿泊情報、新東名高速道路を巡るドライブコース情報、新商品の紹介やスマートフォンへの対応など、コンテンツを充実させ、ウェブサイトの魅力の向上に取り組みました。

なお、平成24年10月以降の取り組みとして、サービスエリアの商業施設の壁面やデジタルサイネージ（電子看板）、イベントスペース等を活用した広告事業を開始しています。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は5,919百万円（同2.2%増）となり、営業損失は181百万円（前年同期は営業損失409百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益19,731百万円に加え、たな卸資産の減少額が808,860百万円、減価償却費10,247百万円などによる増加があった一方、売上債権の増加額1,343百万円、仕入債務の減少額57,510百万円等により、営業活動によるキャッシュ・フローは、834,550百万円の資金収入（前年同期は109,924百万円の資金支出）となりました。

なお、上記たな卸資産の減少額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の減少によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、有価証券の売却による収入100百万円などによる増加があった一方、料金機械、ETC<sup>(注)</sup>装置等の設備投資21,211百万円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは、25,853百万円の資金支出（前年同期比120.7%増）となりました。

(注) ETCとは、Electronic Toll Collection Systemの略称で無線通信技術を使って自動的に有料道路の通行料金の支払いを行うシステムです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債の発行による収入179,550百万円による増加があった一方、長期借入金の返済348,644百万円、道路建設関係社債の償還694,167百万円（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項による債務引受額）等により、財務活動によるキャッシュ・フローは、863,384百万円の資金支出（前年同期は130,582百万円の資金収入）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末に比べ7,921百万円減少し、95,561百万円（同7.7%減）となりました。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントの業績に関連付けて記載しております。

## 3【対処すべき課題】

当社は、平成24年12月2日に発生した中央自動車道 笹子トンネル（上り線）におけるトンネル天井板落下事故により、これまでに築き上げてきたお客さまや社会からの信用を大きく損なうこととなりました。

被害に遭われた方々及びご遺族の方々に対しまして、全社を挙げて真摯に対応を行ってまいります。

また、落下の発生原因の把握や再発防止策等について専門的見地から検討するために、国土交通省に設置された「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」の調査・検討に全面的に協力して事故原因の究明や同委員会からの提言を踏まえて必要な対応を行い、十分な安全性を確認した上で、早期の復旧並びに一層の安全性の向上に努めてまいります。

また、平成24年4月、当社元社員の所得税法違反及び詐欺罪による有罪判決が確定しました。当社は、今回の事案を機に、業務プロセス全般についても幅広く調査・検証したところ、他の用地補償や工事においても不適切な事務処理が判明し、その結果を平成24年9月21日に関係者の処分及び再発防止策と併せて公表しました。

当社は、これらの事案を極めて厳粛に受け止め、全社を挙げてコンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化、チェック体制の見直しなど再発防止策を徹底して実施し、適正な業務の遂行と信頼回復に努めてまいります。

## 4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生はございません。

しかしながら、平成24年12月2日、中央自動車道 笹子トンネル（上り線）におけるトンネル天井板落下事故により、お客さまを死傷させるという極めて重大な事態が発生しました。

当社は、国土交通省に設置された「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」の調査・検討に全面的に協力し、事故原因の究明や一層の安全性の向上並びに早期の復旧に取り組んでいくこととしておりますが、これらに伴う必要資金の額によっては、また、この事故による通行止めが長期にわたった場合は、当社の経営に影響を与える可能性があります。

なお、前事業年度の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 12. 不正通行」に記載しておりますハイウェイカードの払戻しについて、残数のETCへの付替えは平成25年1月27日を、払戻しは平成28年3月31日をもって終了する旨を、東日本高速道路(株)（以下「東日本高速道路」といいます。）、首都高速道路(株)、西日本高速道路(株)（以下「西日本高速道路」といいます。）、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)並びに当社の連名で、平成24年9月24日に公表しております。

## 5【経営上の重要な契約等】

機構と締結する協定について

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う、東海北陸自動車道白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジの4車線化事業の再開、中央自動車道富士吉田線中央ジャンクション（仮称）～東名ジャンクション（仮称）、近畿自動車道伊勢線名古屋西ジャンクション～飛鳥ジャンクション（仮称）の事業化、笛吹スマートインターチェンジ（仮称）等のスマートインターチェンジの設置等の追加及び「将来交通需要推計手法（道路）」（平成22年11月19日 国土交通省）を踏まえた推計交通量の見直し等に伴い、平成24年4月17日付けで「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料及び債務引受限度額が変更されております。

## 6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、品質の向上とコスト削減に取り組むため、新技術・新工法・新材料の開発を進めることとあります。

主たる研究開発活動を実施するにあたって、当社は、東日本高速道路及び西日本高速道路と共同して(株)高速道路総合技術研究所を設立し、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図っております。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、365百万円であります。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予見、見通し、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

### (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因

#### ① 高速道路事業の特性

高速道路事業については、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、上期の費用は、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期と比較して少なくなる傾向があります。

#### ② 機構による債務引受け等

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を概ね調達時期が古い順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱い機構が行うこととなります。

また、日本道路公団（以下「道路公団」といいます。）の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

### (2) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結決算日における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積もりを行う必要があります。当該見積もりについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積もり特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積もりと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要なものであると考えております。

#### ① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事

費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

## ② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間連結会計期間末までの工事の進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については、工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

## ③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積もりと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

## ④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

## ⑤ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

## ⑥ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出し、減損の可否を検討しております。

## (3) 経営成績の分析

### ① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で1,287,075百万円（前年同期比369.7%増）となりました。内訳は、高速道路事業が1,258,570百万円（同405.4%増）、休憩所事業が22,628百万円（同17.6%増）、その他（関連）事業については5,919百万円（同2.2%増）でした。

### ② 営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、1,268,071百万円（同396.0%増）となりました。内訳は、高速道路事業が1,243,578百万円（同430.6%増）となり、休憩所事業が18,435百万円（同22.1%増）、その他（関連）事業については6,101百万円（同1.6%減）でした。

以上により、当中間連結会計期間における営業利益は19,003百万円（同3.5%増）となりました。内訳は、高速道路事業が14,991百万円（同2.6%増）、休憩所事業が4,192百万円（同1.2%増）、その他（関連）事業が営業損失181百万円（前年同期は営業損失409百万円）でした。

### ③ 経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、負ののれん償却額168百万円等の計上により620百万円（同6.2%減）、営業外費用は支払利息75百万円等の計上により186百万円（同6.1%減）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は19,437百万円（同3.3%増）となりました。

④ 中間純利益

当中間連結会計期間の特別利益は、負ののれん発生益279百万円等の計上により414百万円（同55,549.9%増）、特別損失は固定資産除却損35百万円等の計上により119百万円（同31.2%増）となりました。

以上の結果、法人税等を控除した中間純利益は11,605百万円（同3.1%増）となりました。なお、1株当たり中間純利益金額は89円27銭であります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、営業活動のほか、道路建設関係社債の発行を通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第一部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

### 第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定により締結された協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は上記のとおり当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

#### 1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

##### (2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 2 【道路資産】

### (1) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い、新たに1,001,425百万円の仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなりました。その内訳は下表のとおりとなっております。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産完成高 （百万円）（注2）
高速自動車国道 第二東海自動車道横浜名古屋線	静岡県御殿場市駒門～ 静岡県浜松市北区引佐町 新設	平成24年4月	983,158
	静岡県静岡市葵区小瀬戸～ 静岡県静岡市葵区飯間 （静岡サービスエリアスマート インターチェンジ）	平成24年4月	197
	静岡県浜松市浜北四大地～ 静岡県浜松市北区都田町 （浜松サービスエリアスマート インターチェンジ）	平成24年4月	218
高速自動車国道 北陸自動車道	石川県白山市 （白山インターチェンジ） 改築	平成24年4月	945
高速自動車国道 中央自動車道西宮線	岐阜県養老郡養老町飯積 （養老ジャンクション） 新設	平成24年9月	8,663
一般国道475号 （東海環状自動車道）	岐阜県大垣市桜町～ 岐阜県養老郡養老町飯積 新設	平成24年9月	1,121
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	修繕	平成24年6月	6,682
		平成24年9月	
一般国道16号 （八王子バイパス）	修繕	平成24年9月	0
一般国道158号 （中部縦貫自動車道（安房峠道路））	修繕	平成24年6月	7
		平成24年9月	
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	災害復旧	平成24年6月	430
		平成24年9月	
合計			1,001,425

（注）1．仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2．道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

また、平成24年9月30日現在の主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産であります。

(平成24年9月30日現在)

区分		賃借料（百万円） （注1）（注3）
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	330,300 (注2)
	高速自動車国道中央自動車道西宮線（大月市から東近江市まで（八日市インターチェンジを含む。））	
	高速自動車国道中央自動車道長野線（岡谷市から安曇野市まで（豊科インターチェンジを含む。））（注5）	
	高速自動車国道第一東海自動車道	
	高速自動車国道東海北陸自動車道	
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	
	高速自動車国道中部横断自動車道	
	高速自動車国道北陸自動車道（富山県下新川郡朝日町から米原市まで（朝日インターチェンジを含む。））	
	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線（愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで（甲賀土山インターチェンジを含まない。））	
	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線（小浜市から敦賀市まで（（仮称）小浜インターチェンジを含まない。））	
	一般国道1号（新湘南バイパス）	
	一般国道1号（西湘バイパス）	
	一般国道138号（東富士五湖道路）	
	一般国道271号（小田原厚木道路）	
	一般国道302号（伊勢湾岸道路）	
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））		
一般国道475号（東海環状自動車道）（豊田市から四日市まで）		
一の路線	一般国道16号（八王子バイパス）	1,758
	一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））	142
合計		332,201

- (注) 1. 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの機構からの賃借料を記載しております。  
2. 全国路線網の賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではなく、全国路線網一括で定められております。

3. 賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。  
なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。
4. 平成24年9月30日までに機構に帰属し、借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。
5. 高速自動車国道中央自動車道長野線の豊科インターチェンジについては、平成24年10月7日より安曇野インターチェンジに名称変更しております。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産に係る重要な建設計画について、重要な変更はありません。また、新たに確定した道路資産に係る重要な建設計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	520,000,000
計	520,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成24年9月30日）	提出日現在発行数 （株） （平成24年12月27日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	130,000,000	130,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式、単元株式数は100株。
計	130,000,000	130,000,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成24年4月1日～ 平成24年9月30日	—	130,000,000	—	65,000	—	65,000

#### (6)【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	129,940,882	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	59,118	0.05
計	—	130,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 129,999,900	1,299,999	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	130,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,299,999	—

② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

#### 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長	—	川口 文夫	昭和15年9月8日生	昭和39年4月 中部電力株式会社入社 平成9年6月 同 取締役資材部長 平成11年6月 同 取締役名古屋支店長 平成11年12月 同 常務取締役名古屋支店長 平成13年6月 同 代表取締役社長  中部日本放送株式会社 監査役(現) 平成17年10月 当社 監査役 平成18年6月 中部電力株式会社 代表取締役会長 平成22年6月 同 相談役(現) 平成23年6月 日本郵船株式会社 監査役(現) 平成24年6月 当社 相談役  名古屋鉄道株式会社 監査役(現) 平成24年9月 当社 取締役会長(現)	(注2)	—

(注) 1. 川口文夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

2. 平成24年9月14日開催の臨時株主総会の終結の時から平成26年6月開催の定時株主総会の終結の時まで

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】  
 (1) 【中間連結財務諸表】  
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	19,271	※2 21,606
高速道路事業営業未収入金	42,817	46,851
未収入金	14,596	※6 4,563
有価証券	132,382	75,314
たな卸資産	1,476,813	668,205
その他	21,774	※5 27,482
貸倒引当金	△12	△13
流動資産合計	1,707,642	844,010
固定資産		
有形固定資産		
土地	115,346	120,425
その他(純額)	143,631	144,744
有形固定資産合計	※1, ※3 258,977	※1, ※3 265,169
無形固定資産	10,415	10,069
投資その他の資産		
投資その他の資産	※2 12,723	※2 13,521
貸倒引当金	△278	△278
投資その他の資産合計	12,444	13,242
固定資産合計	281,838	288,482
繰延資産	2,121	1,225
資産合計	※2 1,991,602	※2 1,133,717
<b>負債の部</b>		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	97,055	47,111
未払法人税等	4,388	8,485
引当金	3,040	3,421
その他	48,300	※6 84,347
流動負債合計	152,785	143,366
固定負債		
道路建設関係社債	※2 1,094,093	※2 580,000
道路建設関係長期借入金	452,100	105,000
長期借入金	5,464	3,494
退職給付引当金	57,701	58,042
その他の引当金	6,066	6,859
その他	22,306	23,847
固定負債合計	1,637,732	777,244
負債合計	1,790,517	920,610

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金	71,650	71,650
利益剰余金	62,134	73,740
株主資本合計	198,785	210,391
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△41	△49
その他の包括利益累計額合計	△41	△49
少数株主持分	2,341	2,764
純資産合計	201,084	213,106
負債純資産合計	1,991,602	1,133,717

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
営業収益	274,028	1,287,075
営業費用		
道路資産賃借料	165,221	178,074
高速道路等事業管理費及び売上原価	65,056	1,061,311
販売費及び一般管理費	※1 25,396	※1 28,685
営業費用合計	255,673	1,268,071
営業利益	18,354	19,003
営業外収益		
受取利息	59	40
土地物件貸付料	102	105
負ののれん償却額	171	168
匿名組合投資利益	91	68
固定資産受贈益	22	90
その他	215	146
営業外収益合計	661	620
営業外費用		
支払利息	92	75
持分法による投資損失	32	37
震災救援活動費用	47	—
損害賠償金	5	19
その他	21	54
営業外費用合計	198	186
経常利益	18,817	19,437
特別利益		
固定資産売却益	※2 0	※2 33
負ののれん発生益	—	279
段階取得に係る差益	—	16
保険解約返戻金	—	79
その他	—	4
特別利益合計	0	414
特別損失		
厚生年金基金脱退損失	—	83
固定資産除却損	※3 89	※3 35
その他	1	0
特別損失合計	91	119
税金等調整前中間純利益	18,726	19,731
法人税、住民税及び事業税	9,371	8,102
法人税等調整額	△1,877	25
法人税等合計	7,494	8,128
少数株主損益調整前中間純利益	11,232	11,603
少数株主損失(△)	△20	△2
中間純利益	11,252	11,605

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	11,232	11,603
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△0	△9
持分法適用会社に対する持分相当額	△9	△4
その他の包括利益合計	△9	△14
中間包括利益	11,222	11,588
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	11,242	11,597
少数株主に係る中間包括利益	△20	△8

## ③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	65,000	65,000
当中間期末残高	65,000	65,000
資本剰余金		
当期首残高	71,650	71,650
当中間期末残高	71,650	71,650
利益剰余金		
当期首残高	55,277	62,134
当中間期変動額		
中間純利益	11,252	11,605
当中間期変動額合計	11,252	11,605
当中間期末残高	66,530	73,740
株主資本合計		
当期首残高	191,928	198,785
当中間期変動額		
中間純利益	11,252	11,605
当中間期変動額合計	11,252	11,605
当中間期末残高	203,180	210,391
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△45	△41
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△9	△8
当中間期変動額合計	△9	△8
当中間期末残高	△54	△49
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△45	△41
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△9	△8
当中間期変動額合計	△9	△8
当中間期末残高	△54	△49
少数株主持分		
当期首残高	724	2,341
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△24	423
当中間期変動額合計	△24	423
当中間期末残高	700	2,764

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
純資産合計		
当期首残高	192,607	201,084
当中間期変動額		
中間純利益	11,252	11,605
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△33	415
当中間期変動額合計	11,218	12,021
当中間期末残高	203,826	213,106

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	18,726	19,731
減価償却費	8,815	10,247
負ののれん発生益	—	△279
段階取得に係る差損益 (△は益)	—	△16
持分法による投資損益 (△は益)	32	37
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	847	307
賞与引当金の増減額 (△は減少)	523	387
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	558	831
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△14	2
受取利息及び受取配当金	△64	△46
支払利息	8,186	2,665
固定資産売却損益 (△は益)	△0	△33
固定資産除却損	377	615
売上債権の増減額 (△は増加)	17,254	△1,343
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△125,628	808,860
仕入債務の増減額 (△は減少)	△28,081	△57,510
未払又は未収消費税等の増減額	△1,369	49,575
その他	△691	6,612
小計	△100,528	840,645
利息及び配当金の受取額	87	76
利息の支払額	△8,314	△2,207
法人税等の支払額	△1,201	△3,963
法人税等の還付額	31	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△109,924	834,550
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△700	△5,713
定期預金の払戻による収入	600	802
有価証券の売却による収入	3,000	100
投資有価証券の取得による支出	△670	△298
投資有価証券の売却による収入	—	5
固定資産の取得による支出	△13,812	△21,211
固定資産の売却による収入	46	37
新規連結子会社株式の取得による収入	—	309
その他	△179	113
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,716	△25,853
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	△8,952	△348,644
道路建設関係社債発行による収入	139,647	179,550
道路建設関係社債償還による支出	—	△694,167
少数株主への配当金の支払額	△3	△1
その他	△109	△121
財務活動によるキャッシュ・フロー	130,582	△863,384
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	8,940	△54,687
現金及び現金同等物の期首残高	94,542	150,249
現金及び現金同等物の中間期末残高	* 103,483	* 95,561

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

- (注) 1. 前中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△8,952百万円には、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額△6,880百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△125,628百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額6,540百万円が含まれております。
2. 当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△348,644百万円には、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額△347,100百万円が含まれており、道路建設関係社債償還による支出△694,167百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）808,860百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額1,001,425百万円が含まれております。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

連結子会社の名称

中日本エクシス(株)  
中日本エクストール横浜(株)  
中日本エクストール名古屋(株)  
中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)  
中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)  
中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)  
中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)  
中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)  
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)  
中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)  
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)  
NEXCO中日本サービス(株)  
中日本高速技術マーケティング(株)  
(株)エイチ・アール横浜  
(株)グランセルセイワサービス  
中日本ハイウェイ・アドバンス(株)  
中日本ロード・メンテナンス静岡(株)  
中日本ロード・メンテナンス東京(株)  
中日本ロード・メンテナンス東海(株)  
中日本高速オートサービス(株)

中日本ハイウェイ・アドバンス(株)については、当社の子会社である中日本エクシス(株)が新設分割により100%出資子会社として設立したことから、当中間連結会計期間より連結子会社を含めております。

中日本ロード・メンテナンス静岡(株)及び中日本ロード・メンテナンス東京(株)については、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)が新たに株式を取得したことから、当中間連結会計期間より連結子会社を含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

(株)ウェイザ  
(有)ミズノ商事  
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 14社

会社の名称

北陸高速道路ターミナル(株)  
(株)高速道路総合技術研究所  
(株)NEXCOシステムズ  
(株)NEXCO保険サービス  
ハイウェイ・トール・システム(株)  
日本高速道路インターナショナル(株)  
中日本施設管理(株)  
日本ロード・メンテナンス(株)  
(株)東京ハイウェイ  
ティーシーメンテナンス(株)  
(株)高速保全  
中日本ロード・メンテナンス中部(株)  
NHS名古屋(株)

(株)アステック

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

会社の名称

(非連結子会社)

(株)ウェイザ

(有)ミズノ商事

(関連会社)

(株)章榮

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社については、各社の中間会計期間に係る中間財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当中間連結会計期間の損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品、原材料、貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

構築物 8年～60年

機械及び装置 5年～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ③リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金  
従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。
- ③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金  
ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。
- ④退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。  
一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。  
数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。  
ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。
- ⑤役員退職慰労引当金  
役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。
- ⑥ETCマイレージサービス引当金  
ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。
- ⑦ポイント引当金  
カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準  
完成工事高及び完成工事原価の計上基準  
道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。  
また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間連結会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。  
なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- ①繰延資産の処理方法  
道路建設関係社債発行費  
社債の償還期限までの期間で均等償却しております。
- ②消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

## 【表示方法の変更】

### (中間連結損益計算書)

1. 前中間連結会計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「固定資産受贈益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた237百万円は、「固定資産受贈益」22百万円、「その他」215百万円として組み替えております。

2. 前中間連結会計期間において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「損害賠償金」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた26百万円は、「損害賠償金」5百万円、「その他」21百万円として組み替えております。

3. 前中間連結会計期間における「営業外費用」の「災害支援費用」は、科目名称の見直しを行い、当中間連結会計期間より「営業外費用」の「震災救援活動費用」として掲記することとしました。

### (中間連結キャッシュ・フロー計算書)

前中間連結会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未払又は未収消費税等の増減額」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△2,061百万円は、「未払又は未収消費税等の増減額」△1,369百万円、「その他」△691百万円として組み替えております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	74,205百万円	82,064百万円

※2 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
道路建設関係社債	1,094,093百万円 (額面額 1,094,950百万円)	580,000百万円 (額面額 580,000百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債	245,000百万円	940,000百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
現金及び預金	－百万円	24百万円
投資その他の資産	585百万円	519百万円

※3 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
有形固定資産		
その他(建物)	－百万円	8百万円
その他(車両運搬具)	－百万円	4百万円
計	－百万円	12百万円

なお、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
有形固定資産		
その他(建物)	－百万円	8百万円
その他(機械及び装置)	1百万円	1百万円
その他(車両運搬具)	23百万円	27百万円
計	24百万円	37百万円

#### 4 偶発債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
機構	4,263,665百万円	4,085,616百万円
東日本高速道路	12,385百万円	9,864百万円
西日本高速道路	54百万円	51百万円
計	4,276,104百万円	4,095,533百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

- ① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
機構	36,951百万円	19,209百万円

- ② 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
機構	361,740百万円	1,403,790百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係社債が694,950百万円（額面額）（前連結会計年度25,000百万円（額面額））、道路建設関係長期借入金が347,100百万円（前連結会計年度36,880百万円）減少しております。

#### ※5 現先取引

流動資産の「その他」に含まれる現先取引の額及び保有している担保資産の時価は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
現先取引の額	－百万円	5,000百万円
担保受入有価証券の期末時価	－百万円	5,000百万円

#### ※6 消費税等の取扱い

前連結会計年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日）

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」又は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
給与手当・賞与	3,906百万円	4,424百万円
役員退職慰労引当金繰入額	30百万円	29百万円
賞与引当金繰入額	771百万円	794百万円
退職給付費用	935百万円	955百万円
業務委託費	1,833百万円	1,950百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	6,463百万円	6,654百万円
ポイント引当金繰入額	19百万円	5百万円
利用促進費	5,147百万円	6,108百万円

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
その他(機械及び装置)	－百万円	6百万円
その他(車両運搬具)	0百万円	24百万円
その他(工具、器具及び備品)	0百万円	－百万円
土地	－百万円	1百万円
計	0百万円	33百万円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
有形固定資産		
その他(建物)	45百万円	19百万円
その他(構築物)	24百万円	10百万円
その他(機械及び装置)	－百万円	0百万円
その他(車両運搬具)	0百万円	2百万円
その他(工具、器具及び備品)	9百万円	2百万円
無形固定資産	10百万円	－百万円
計	89百万円	35百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間 末株式数 (千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間 末株式数 (千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
現金及び預金勘定	15,883百万円	21,606百万円
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	77,000百万円	64,000百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限 の到来するコマーシャルペーパー (有価証券勘定)	11,499百万円	9,999百万円
契約期間が3ヶ月以内の売戻条件 付現先 (流動資産その他)	—百万円	5,000百万円
公社債投資信託 (有価証券勘定)	—百万円	1,134百万円
計	104,383百万円	101,740百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金	△900百万円	△6,178百万円
現金及び現金同等物	103,483百万円	95,561百万円

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する連結会計年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末(期末)残高相当額

	前連結会計年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産			
その他(車両運搬具)	227百万円	193百万円	33百万円
その他(工具、器具及び備品)	168百万円	146百万円	22百万円
無形固定資産	27百万円	25百万円	2百万円
合計	423百万円	365百万円	57百万円

	当中間連結会計期間(平成24年9月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
有形固定資産			
その他(車両運搬具)	134百万円	116百万円	17百万円
その他(工具、器具及び備品)	132百万円	126百万円	5百万円
無形固定資産	8百万円	7百万円	0百万円
合計	274百万円	250百万円	24百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末(期末)残高が有形固定資産の中間期末(期末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	49百万円	22百万円
1年超	8百万円	1百万円
合計	57百万円	24百万円

(注) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間期末(期末)残高が有形固定資産の中間期末(期末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
支払リース料	122百万円	33百万円
減価償却費相当額	122百万円	33百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	335,285百万円	332,912百万円
1年超	17,122,885百万円	16,327,837百万円
合計	17,458,170百万円	16,660,749百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

(注) 2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	272百万円	306百万円
1年超	537百万円	586百万円
合計	810百万円	893百万円

## (金融商品関係)

## 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2. 参照）。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	19,271	19,271	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	42,817	42,817	—
(3) 未収入金	14,596	14,596	—
(4) 有価証券及び投資その他の資産 （投資有価証券）			
①満期保有目的の債券	22,759	22,770	10
②その他有価証券	111,009	111,009	—
資産計	210,454	210,465	10
(1) 高速道路事業営業未払金	97,055	97,055	—
(2) 未払法人税等	4,388	4,388	—
(3) 流動負債その他（未払金）	20,267	20,267	—
(4) 道路建設関係社債	1,094,093	1,128,994	34,900
(5) 道路建設関係長期借入金	452,100	455,792	3,692
(6) 長期借入金（1年内に返済予定 の長期借入金を含む）	13,552	13,665	112
負債計	1,681,458	1,720,164	38,706

当中間連結会計期間（平成24年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	21,606	21,606	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	46,851	46,851	—
(3) 未収入金	4,563	4,563	—
(4) 有価証券及び投資その他の資産 （投資有価証券）			
①満期保有目的の債券	10,811	10,831	19
②その他有価証券	65,984	65,984	—
(5) 流動資産その他（短期貸付金）	5,000	5,000	—
資産計	154,817	154,837	19
(1) 高速道路事業営業未払金	47,111	47,111	—
(2) 未払法人税等	8,485	8,485	—
(3) 流動負債その他（未払金）	48,825	48,825	—
(4) 道路建設関係社債	580,000	586,670	6,670
(5) 道路建設関係長期借入金	105,000	105,002	2
(6) 長期借入金（1年内に返済予定 の長期借入金を含む）	12,008	12,098	89
負債計	801,431	808,194	6,762

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金及び(5) 流動資産その他(短期貸付金)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資その他の資産(投資有価証券)

その他有価証券のうち、譲渡性預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、満期保有目的の債券及び上記以外のその他有価証券については、取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

#### 負 債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払法人税等及び(3) 流動負債その他(未払金)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 道路建設関係社債

市場価格に基づき算定しております。

(5) 道路建設関係長期借入金及び(6) 長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

#### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	保有目的	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
非上場株式	子会社及び関連会社株式	3,829	3,890
	その他有価証券	60	128

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 有価証券及び投資その他の資産(投資有価証券)」には含めておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	401	407	6
	(2) 社債	249	256	6
	(3) その他	—	—	—
	小計	651	664	12
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	110	109	△0
	(3) その他	21,997	21,996	△1
	小計	22,107	22,106	△1
合計		22,759	22,770	10

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	402	412	10
	(2) 社債	299	309	9
	(3) その他	—	—	—
	小計	701	721	19
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	110	109	△0
	(3) その他	9,999	9,999	△0
	小計	10,109	10,109	△0
合計		10,811	10,831	19

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	184	226	△42
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	690	690	—
	(3) その他	110,134	110,134	—
	小計	111,009	111,051	△42
合計		111,009	111,051	△42

当中間連結会計期間（平成24年9月30日）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	26	23	3
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	196	190	6
	(3) その他	—	—	—
	小計	223	213	9
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	146	202	△56
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	480	485	△4
	(3) その他	65,134	65,134	—
	小計	65,761	65,822	△61
合計		65,984	66,036	△52

(注) 1. 時価のあるその他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。

- (1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。
- (2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、回復可能性がないと判断し減損処理を行うこととしております。
  - ① 当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合
  - ② 当該銘柄の発行会社が債務超過の場合
  - ③ 当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合

2. 組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、債券に含めて記載しております。

3. 非上場株式（前連結会計年度連結貸借対照表計上額 60百万円，当中間連結会計期間中間連結貸借対照表計上額 128百万円）については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成24年3月31日)及び当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、「有価証券関係」に含めて記載しております。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

株式取得による中日本ロード・メンテナンス静岡(株)の子会社化

1. 企業結合の概要

被取得企業の名称	中日本ロード・メンテナンス静岡(株)
事業の内容	高速道路の維持修繕業務及びこれらに附帯する業務
取得を行った主な理由	高速道路の維持修繕業務を合理的に実施するため
企業結合日	平成24年4月4日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	中日本ロード・メンテナンス静岡(株)
取得した議決権比率	取得直前に所有していた議決権比率 0% 追加取得した議決権比率 51% 取得後の議決権比率 51%
取得企業を決定するに至った主な根拠	現金を対価とした株式取得によるもの

2. 中間連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成24年4月1日から平成24年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 企業結合日における時価	22百万円
取得原価	22百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

2百万円

(2) 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

(3) 償却の方法及び償却期間

発生会計期間の費用として処理しております。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

流動資産 40百万円

固定資産 1百万円

合計 40百万円

(2) 負債の額

流動負債 1百万円

固定負債 1百万円

合計 1百万円

6. 企業結合が当中間連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

期首日をみなし取得日としているため、該当事項はありません。

株式取得による中日本ロード・メンテナンス東京(株)の子会社化

1. 企業結合の概要

被取得企業の名称	東京ロードメンテナンス(株)
事業の内容	高速道路の維持修繕業務及びこれらに附帯する業務
取得を行った主な理由	高速道路の維持修繕業務を合理的に実施するため
企業結合日	平成24年4月9日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	中日本ロード・メンテナンス東京(株) (平成24年7月2日商号変更)
取得した議決権比率	取得直前に所有していた議決権比率 6% 追加取得した議決権比率 45% 取得後の議決権比率 51%
取得企業を決定するに至った主な根拠	現金を対価とした株式取得によるもの

2. 中間連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成24年4月1日から平成24年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 企業結合日における時価 162百万円

取得原価 162百万円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価との差額

段階取得による差益

16百万円

5. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額

279百万円

(2) 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

流動資産 1,007百万円

固定資産 282百万円

合計 1,289百万円

(2) 負債の額

流動負債 399百万円

固定負債 32百万円

合計 432百万円

7. 企業結合が当中間連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

期首日をみなし取得日としているため、該当事項はありません。

共通支配下の取引等（新設分割）

1. 取引の概要

対象となった事業の名称	当社の連結子会社である中日本エクシス(株)の自動販売機事業等
対象となった事業の内容	自動販売機の設置及び営業に関する事業等
企業結合日	平成24年4月2日
企業結合の法的形式	中日本エクシス(株)（当社の連結子会社）を分割会社、中日本ハイウェイ・アドバンス(株)（当社の連結子会社）を設立会社とする新設分割
結合後企業の名称	中日本ハイウェイ・アドバンス(株)（当社の連結子会社）
取引の目的	自動販売機事業等を戦略的に実施するため

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当中間連結会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
賃貸等不動産		
中間連結貸借対照表計上額 （連結貸借対照表計上額）		
期首残高	11,462	15,063
期中増減額	3,601	△10,082
中間期末（期末）残高	15,063	4,980
中間期末（期末）時価	14,527	4,467
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
中間連結貸借対照表計上額 （連結貸借対照表計上額）		
期首残高	123,149	124,054
期中増減額	905	9,893
中間期末（期末）残高	124,054	133,947
中間期末（期末）時価	113,085	122,786

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、当中間連結会計期間の主なものは、建設仮勘定の賃貸等不動産を含む不動産への振替であります。賃貸等不動産を含む不動産の期中増減額のうち、当中間連結会計期間の主なものは、建設仮勘定の賃貸等不動産からの振替及び新規連結子会社の増加によるものであります。

3. 中間期末（期末）の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、経営組織の形態と事業の特性に基づいて、「高速道路事業」「休憩所事業」「その他（関連）事業」の3つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。「休憩所事業」は、高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営を行っております。「その他（関連）事業」は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共通部門に関わる有形固定資産及び無形固定資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価額に基づいております。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

	報告セグメント				調整額(注1) (百万円)	中間連結財務諸表計上額 (注2) (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連） 事業（百万円）	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	248,993	19,241	5,793	274,028	—	274,028
セグメント間の内部売上高又は振替高	10	2	0	13	(13)	—
計	249,004	19,243	5,793	274,042	(13)	274,028
セグメント利益又は損失（△）	14,618	4,143	△409	18,352	1	18,354
セグメント資産	1,475,732	145,675	7,331	1,628,739	145,022	1,773,762
セグメント負債	1,391,116	—	—	1,391,116	178,818	1,569,935
その他の項目						
減価償却費	7,627	1,109	78	8,815	—	8,815
持分法適用会社への投資額	2,664	—	633	3,297	—	3,297
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,840	3,186	9	8,037	905	8,942

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額1百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
  - (2) セグメント資産の調整額145,022百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは余資運用資金（預金及び有価証券）及び共通部門に関わる資産等であります。
  - (3) セグメント負債の調整額178,818百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付引当金等であります。
  - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額905百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。
2. セグメント利益又は損失は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

	報告セグメント				調整額(注1) (百万円)	中間連結財務 諸表計上額 (注2) (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他(関連) 事業(百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	1,258,556	22,621	5,897	1,287,075	—	1,287,075
セグメント間の内部売上高又 は振替高	14	6	22	43	(43)	—
計	1,258,570	22,628	5,919	1,287,118	(43)	1,287,075
セグメント利益又は損失(△)	14,991	4,192	△181	19,002	0	19,003
セグメント資産	830,016	170,047	5,258	1,005,322	128,394	1,133,717
セグメント負債	685,000	5,000	—	690,000	230,610	920,610
その他の項目						
減価償却費	8,570	1,594	82	10,247	—	10,247
持分法適用会社への投資額	2,907	244	633	3,785	—	3,785
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	9,638	6,497	62	16,197	1,247	17,445

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
  - (2) セグメント資産の調整額128,394百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは余資運用資金（預金及び有価証券）及び共通部門に関わる資産等でありま  
す。
  - (3) セグメント負債の調整額230,610百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であ  
り、その主なものは未払金及び退職給付引当金等であります。
  - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,247百万円は、各報告セグメントに配分し  
ていない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。
2. セグメント利益又は損失は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

**【関連情報】**

I 前中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

	料金収入 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客への売上高	236,197	37,831	274,028

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

II 当中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

	料金収入 (百万円)	道路資産完成高 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客への売上高	256,585	1,001,425	29,063	1,287,075

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (百万円)	関連するセグメント名
機構	1,001,425	高速道路事業

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

のれんの償却額及び未償却残高はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連） 事業（百万円）	計 (百万円)		
当中間期償却額	—	—	—	—	171	171
当中間期末残高	—	—	—	—	5,726	5,726

当中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連） 事業（百万円）	計 (百万円)		
当中間期償却額	2	—	—	2	—	2
当中間期末残高	—	—	—	—	—	—

上記ののれんの償却額は、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額と相殺しております。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連） 事業（百万円）	計 (百万円)		
当中間期償却額	—	—	—	—	171	171
当中間期末残高	—	—	—	—	5,384	5,384

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当中間連結会計期間において、高速道路事業において279百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)が株式を取得し、新たに中日本ロード・メンテナンス東京(株)を連結したことに伴い発生したものであります。

## (1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	86.55円	89.27円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	11,252	11,605
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	11,252	11,605
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	1,528.79円	1,618.01円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	201,084	213,106
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	2,341	2,764
(うち少数株主持分)(百万円)	(2,341)	(2,764)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	198,743	210,341
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

1. 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第46回社債
発行総額	金600億円
利率	年0.351パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成24年11月9日
償還期日	平成29年9月20日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

2. 子会社の設立

当社は不動産事業、国内外へのインフラ事業等への出資等を行い、中日本高速道路グループの成長・拡大を目指すことを目的として、当社の全額出資により合同会社NEXCO中日本インベストメントを設立しました。

設立する会社の名称	合同会社NEXCO中日本インベストメント
事業の内容	不動産事業、国内外へのインフラ事業等への出資等
設立の時期	平成24年10月31日
資本金	10百万円
出資比率	100%

3. 中央自動車道 笹子トンネル天井板落下事故について

平成24年12月2日、中央自動車道（上り線）笹子トンネル内において、トンネル換気ダクトのために設置している天井板が落下し、お客さまのお車を巻き込む事故が発生しました。

これにより、相当の費用が見込まれますが、業績等への影響を合理的に見積ることができません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】  
 (1) 【中間財務諸表】  
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	14,850	17,540
高速道路事業営業未収入金	42,820	46,854
未収入金	13,184	3,284
有価証券	130,997	73,999
たな卸資産	1,477,398	667,238
その他	19,333	※6 24,961
貸倒引当金	△12	△13
流動資産合計	1,698,573	833,865
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産	※1, ※3 88,644	※1, ※3 89,928
無形固定資産	4,000	3,722
高速道路事業固定資産合計	92,644	93,650
関連事業固定資産		
有形固定資産		
土地	103,937	108,960
その他(純額)	37,089	36,844
有形固定資産合計	※1 141,026	※1, ※3 145,805
無形固定資産	218	436
関連事業固定資産合計	141,245	146,241
各事業共用固定資産		
有形固定資産	※1 20,854	※1 20,907
無形固定資産	5,329	5,081
各事業共用固定資産合計	26,184	25,989
その他の固定資産		
有形固定資産	※1 426	※1 360
その他の固定資産合計	426	360
投資その他の資産		
投資その他の資産	※2 11,303	※2 12,204
貸倒引当金	△188	△189
投資その他の資産合計	11,115	12,015
固定資産合計	271,616	278,257
繰延資産	2,121	1,225
資産合計	※2 1,972,311	※2 1,113,348

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	110,086	55,994
1年以内返済予定長期借入金	8,088	8,514
リース債務	132	171
未払法人税等	2,843	7,484
引当金	1,394	1,436
その他	48,617	※7 90,045
流動負債合計	171,162	163,647
固定負債		
道路建設関係社債	※2 1,094,143	※2 580,000
道路建設関係長期借入金	452,100	105,000
その他の長期借入金	5,464	3,494
リース債務	222	342
退職給付引当金	50,463	50,785
その他の引当金	5,900	6,713
その他	12,252	12,728
固定負債合計	1,620,547	759,064
負債合計	1,791,709	922,711
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金	65,000	65,000
その他資本剰余金	6,650	6,650
資本剰余金合計	71,650	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
高速道路事業積立金	27,767	28,497
別途積立金	13,976	15,401
繰越利益剰余金	2,206	10,087
利益剰余金合計	43,951	53,986
株主資本合計	180,601	190,636
純資産合計	180,601	190,636
負債純資産合計	1,972,311	1,113,348

## ②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	247,100	1,258,388
営業費用	232,880	1,244,535
高速道路事業営業利益	14,219	13,853
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	5,490	3,878
休憩所等事業収入	6,621	7,501
不動産賃貸収入	58	41
その他の事業収入	244	276
営業収益合計	12,415	11,698
営業費用		
受託業務事業費	5,542	3,905
休憩所等事業費	4,010	4,817
不動産賃貸費用	26	17
その他の事業費用	651	657
営業費用合計	10,230	9,397
関連事業営業利益	2,184	2,300
全事業営業利益	16,404	16,153
営業外収益	※1 711	※1 888
営業外費用	※2 163	※2 119
経常利益	16,952	16,922
特別利益	—	※3 33
特別損失	※4 39	※4 20
税引前中間純利益	16,912	16,934
法人税、住民税及び事業税	8,020	7,090
法人税等調整額	△602	△190
法人税等合計	7,417	6,899
中間純利益	9,495	10,035

## ③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	65,000	65,000
当中間期末残高	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	65,000	65,000
当中間期末残高	65,000	65,000
その他資本剰余金		
当期首残高	6,650	6,650
当中間期末残高	6,650	6,650
資本剰余金合計		
当期首残高	71,650	71,650
当中間期末残高	71,650	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
高速道路事業積立金		
当期首残高	26,344	27,767
当中間期変動額		
高速道路事業積立金の積立	1,423	729
当中間期変動額合計	1,423	729
当中間期末残高	27,767	28,497
別途積立金		
当期首残高	11,669	13,976
当中間期変動額		
別途積立金の積立	2,307	1,424
当中間期変動額合計	2,307	1,424
当中間期末残高	13,976	15,401
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,780	2,206
当中間期変動額		
高速道路事業積立金の積立	△1,423	△729
別途積立金の積立	△2,307	△1,424
中間純利益	9,495	10,035
当中間期変動額合計	5,764	7,880
当中間期末残高	9,544	10,087
利益剰余金合計		
当期首残高	41,793	43,951
当中間期変動額		
高速道路事業積立金の積立	—	—
別途積立金の積立	—	—
中間純利益	9,495	10,035
当中間期変動額合計	9,495	10,035
当中間期末残高	51,288	53,986
株主資本合計		
当期首残高	178,444	180,601
当中間期変動額		
中間純利益	9,495	10,035

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
当中間期変動額合計	9,495	10,035
当中間期末残高	187,939	190,636
純資産合計		
当期首残高	178,444	180,601
当中間期変動額		
中間純利益	9,495	10,035
当中間期変動額合計	9,495	10,035
当中間期末残高	187,939	190,636

## 【重要な会計方針】

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

##### ① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

##### ② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### ③ その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) たな卸資産

##### ① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

##### ② 商品、原材料、貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
構築物	8～60年
機械及び装置	5～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

#### (3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(7) ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
	68,444百万円	75,833百万円

※2 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
道路建設関係社債	1,094,143百万円 (額面額 1,095,000百万円)	580,000百万円 (額面額 580,000百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債	245,000百万円	940,000百万円

なお、上記の他、当中間会計期間において、「資金決済に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産 その他」509百万円(前事業年度575百万円)を法務局に供託しております。

※3 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
高速道路事業固定資産		
車両運搬具	－百万円	4百万円
道路休憩所事業固定資産		
建物	－百万円	8百万円
計	－百万円	12百万円

なお、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
高速道路事業固定資産		
機械及び装置	1百万円	1百万円
車両運搬具	23百万円	27百万円
道路休憩所事業固定資産		
建物	－百万円	8百万円
計	24百万円	37百万円

4 偶発債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
機構	4,263,665百万円	4,085,616百万円
東日本高速道路	12,385百万円	9,864百万円
西日本高速道路	54百万円	51百万円
計	4,276,104百万円	4,095,533百万円

(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
機構	36,951百万円	19,209百万円

② 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
機構	361,840百万円	1,403,940百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係社債が695,000百万円（額面額）（前事業年度25,000百万円（額面額））、道路建設関係長期借入金が347,100百万円（前事業年度36,880百万円）減少しております。

#### 5 貸出コミットメント

当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく貸出未実行残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
貸出コミットメントの総額	6,400百万円	18,000百万円
貸出実行残高	15百万円	15百万円
差引額	6,384百万円	17,984百万円

#### ※6 現先取引

流動資産の「その他」に含まれる現先取引の額及び保有している担保資産の時価は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
現先取引の額	－百万円	5,000百万円
担保受入有価証券の期末時価	－百万円	5,000百万円

#### ※7 消費税等の取扱い

前事業年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成24年9月30日）

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要な項目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
受取利息	3百万円	4百万円
有価証券利息	37百万円	25百万円
受取配当金	407百万円	568百万円
土地物件貸付料	111百万円	110百万円
固定資産受贈益	22百万円	90百万円

※2 営業外費用のうち主要な項目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
支払利息	99百万円	74百万円
震災救援活動費用	46百万円	－百万円

※3 特別利益のうち主要な項目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
固定資産売却益		
有形固定資産 (機械及び装置)	－百万円	6百万円
有形固定資産 (車両運搬具)	－百万円	24百万円
有形固定資産 (土地)	－百万円	1百万円

※4 特別損失のうち主要な項目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
固定資産売却損		
有形固定資産 (車両運搬具)	0百万円	0百万円
固定資産除却損		
有形固定資産 (建物)	25百万円	9百万円
有形固定資産 (構築物)	7百万円	10百万円
有形固定資産 (工具、器具及び 備品)	0百万円	－百万円
無形固定資産	6百万円	－百万円

5 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
有形固定資産	7,122百万円	8,202百万円
無形固定資産	1,193百万円	1,396百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する事業年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末(期末)残高相当額

	前事業年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産 (工具、器具及び備品)	161百万円	140百万円	20百万円
合計	161百万円	140百万円	20百万円

	当中間会計期間 (平成24年9月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
有形固定資産 (工具、器具及び備品)	127百万円	122百万円	4百万円
合計	127百万円	122百万円	4百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末(期末)残高が有形固定資産の中間期末(期末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	20百万円	4百万円
1年超	1百万円	1百万円
合計	20百万円	4百万円

(注) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間期末(期末)残高が有形固定資産の中間期末(期末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
支払リース料	65百万円	15百万円
減価償却費相当額	65百万円	15百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。

## 2 オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

### (1) 道路資産の未経過リース料

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	335,285百万円	332,912百万円
1年超	17,122,885百万円	16,327,837百万円
合計	17,458,170百万円	16,660,749百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

(注) 2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

### (2) 道路資産以外の未経過リース料

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	100百万円	99百万円
1年超	164百万円	115百万円
合計	265百万円	214百万円

（有価証券関係）

前事業年度（平成24年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式5,566百万円、関連会社株式1,600百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当中間会計期間（平成24年9月30日）

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式5,566百万円、関連会社株式1,798百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (1株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	73.03円	77.19円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	9,495	10,035
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	9,495	10,035
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	1,389.24円	1,466.43円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	180,601	190,636
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	180,601	190,636
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

1. 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第46回社債
発行総額	金600億円
利率	年0.351パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成24年11月9日
償還期日	平成29年9月20日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

2. 子会社の設立

当社は不動産事業、国内外へのインフラ事業等への出資等を行い、中日本高速道路グループの成長・拡大を目指すことを目的として、当社の全額出資により合同会社NEXCO中日本インベストメントを設立しました。

設立する会社の名称	合同会社NEXCO中日本インベストメント
事業の内容	不動産事業、国内外へのインフラ事業等への出資等
設立の時期	平成24年10月31日
資本金	10百万円
出資比率	100%

3. 中央自動車道 笹子トンネル天井板落下事故について

平成24年12月2日、中央自動車道（上り線）笹子トンネル内において、トンネル換気ダクトのために設置している天井板が落下し、お客さまのお車を巻き込む事故が発生しました。

これにより、相当の費用が見込まれますが、業績等への影響を合理的に見積ることができません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類  
事業年度(第7期)(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)  
平成24年6月28日東海財務局長に提出。
- (2) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類  
平成24年8月20日東海財務局長に提出
- (3) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類  
平成24年9月6日東海財務局長に提出。
- (4) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類  
平成24年11月2日東海財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債(以下「各社債」といいます。)には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなります。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。  
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの)とします。)をいいます。  
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

(上記対象となっている社債)

(平成24年12月27日現在)

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第20回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成22年11月22日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第21回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成22年11月22日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第23回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成23年1月21日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第24回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成23年1月21日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第25回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成23年1月21日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第26回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成23年5月31日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第27回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成23年5月31日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第28回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成23年5月31日	10,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第29回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年5月31日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第30回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年9月27日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第31回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年9月27日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第32回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年9月27日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第33回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年9月27日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第34回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年11月25日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第35回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年11月25日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第36回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年11月25日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第37回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月28日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第38回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月28日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第39回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月28日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第40回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年5月23日	40,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第41回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年5月23日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第42回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年5月23日	40,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第43回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年9月20日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第44回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年9月20日	15,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第45回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年9月20日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第46回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年11月9日	60,000	非上場・非登録

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

### 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

#### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成24年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地  
東京都港区西新橋二丁目8番6号  
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員  
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。  
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成24年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成24年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資しております。

	(単位：百万円)
I 資本金	5,255,124
政府出資金	3,884,479
地方公共団体出資金	1,370,645
II 資本剰余金	844,982
資本剰余金	70
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932
損益外除売却差額相当額	△29
損益外減価償却累計額	△3,929
損益外減損損失累計額	△2,061
III 利益剰余金	2,445,282
純資産合計	8,545,389

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

## ⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
  - (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
  - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
  - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
  - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
  - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
  - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務
  - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
  - (xi) (x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

### (c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

## 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月19日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安田 豊 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 浩彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月19日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安田 豊 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 浩彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。